

ふるさと納税制度における地場産品基準（平成31年総務省告示第179号第5条）

※以下のいずれかに該当する必要があります。

地場産品基準		返礼品の一例	
1号	当該地方団体の <u>区域内において生産されたもの</u> であること。	宮津市内で生産されたコシヒカリ	
2号	当該地方団体の <u>区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの</u> であること。	宮津産オリーブを100%使用したオリーブオイル	
3号	当該地方団体の <u>区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの</u> であること。	宮津市外で水揚げされた魚を使用して宮津市内で味付け加工した干物	
3号イ （熟成肉）	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、当該地方団体の区域内において熟成したもの。	京都府内産牛肉を宮津市内で熟成した熟成肉	
3号イ （精米）	地場産品基準第3号イに規定する、当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、当該地方団体の区域内において精白したもの。	京都府内産米を宮津市内で精米した白米	
3号ロ （企画立案）	<u>当該地方団体において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれ</u> ており、当該製品の製造業者により、 <u>当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの</u> 。	宮津市内内で製品の企画開発等を行い、宮津市外で製造された商品	
4号	返礼品等を提供する市区町村の <u>区域内において生産されたもの</u> であって、 <u>近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）</u> であること。	宮津市内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜した牛肉（流通構造上、宮津市外で加工される牛肉）	
5号	地方団体の <u>広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズ</u> その他これらに類するものであって、 <u>形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なもの</u> であること。	宮津市公式マスコットキャラクター「なみちゃん」グッズ	
6号	前各号に該当する <u>返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するもの</u> であって、 <u>当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上</u> であること。	宮津市内で製造されたそば（1,000円相当）と宮津市外で製造されたそばつゆ（200円相当）のセット	
7号	当該地方団体の <u>区域内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）</u> であって、 <u>当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるもの</u> であること。	宮津市内のレストラン（個店）で利用できるお食事券、天橋立観光ガイドツアー	
7号の2 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する <u>宿泊施設</u> であって、 <u>当該地方団体の属する都道府県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、当該地方団体の属する都道府県の区域外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務</u> であること。	宮津市内のホテルで利用できる宿泊券（フランチャイズ等のブランド名を冠した宿泊施設を除く）	
7号の3イ 五万以下 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、 <u>前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの</u>	宮津市内のフランチャイズ等のブランド名を冠した宿泊施設で利用できる1泊1人5万円以下の宿泊券	
7号の3ロ 該当地域 （宿泊）	当該地方団体の区域内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの		
7号の4 （電気）	当該地方団体の <u>区域内において地域のエネルギー源により発電された電気</u> であること。		
8号イ	市区町村が <u>近隣の他の市区町村と共同</u> でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを <u>共通の返礼品等</u> とするもの	近隣市町との共通返礼品（近隣市町のそれぞれの地場産品が月替わりで届く返礼品）	
8号ロ	<u>都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携</u> し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの	京都府及び近隣市町との共通返礼品	
8号ハ	<u>都道府県が</u> 当該都道府県の <u>区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定</u> し、当該物品を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの	京都府が宮津市を含む府内複数の地域資源として認定した産品	
9号	震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。		
99号	前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。	〇〇pay商品券	